

感染症による出席停止の扱いについて

北海道札幌北高等学校全日制

学校保健安全法第 19 条の定めるところにより、学校において予防すべき感染症について、学校長が出席停止を指示する場合の扱いは、次のとおりとします。

1 出席停止を要する感染症に罹患又は罹患した疑いが生じた場合の手続きについて

- (1) 必ず受診し、医師の診断結果を学校（担任）に報告してください。
- (2) 報告に基づき学校長は当該生徒に出席停止を命じます。
- (3) 出席停止の期間中は医師の指示を守り、自宅で療養してください。
- (4) 出席停止を解除するにあたっては、医師の判断を要します。
- (5) 生徒は登校前日（もしくは当日）医師に別紙 2 を持参し、出席停止を解除してよいとの診断・証明を受けてから登校し、担任に別紙 2 を提出します（病院には、診断確定時と出席停止の解除確定時の 2 回受診することになります）。

※別紙 2 は、多くの病院では無料で記入していただいておりますが、文書料が請求される場合もあります。

※別紙 2 に代えて、別な形式で提出する場合は、次の内容が記載されていることとします。ただし、これも有料となる場合があります。

- ア 病名
- イ 感染のおそれがなくなったこと
- ウ 出席停止の期間
- エ 医療機関名・医師名

- (6) 学校長が別紙 2 を受領して、出席停止を解除します。

2 学校において予防すべき感染症について（学校保健安全法施行規則第 18 条）

学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとします。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスによるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザ A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る）
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 *その他の感染症の例：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 など *その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとることができる疾患